

第 6184 号		1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2019年)平成31年 4月19日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 非常用食品の取得費

Q : 当社では、災害に備えてフリーズドライ食品を非常用食料品として購入して備蓄しておこうと思っています。この場合の購入費用は、どのように取り扱われますか？

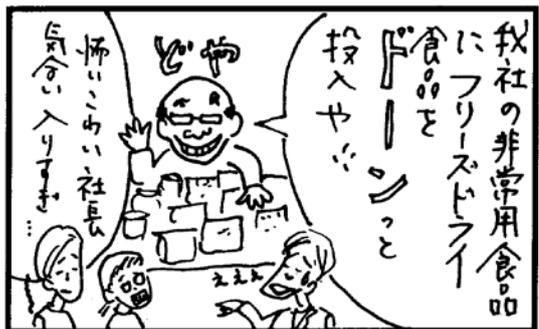
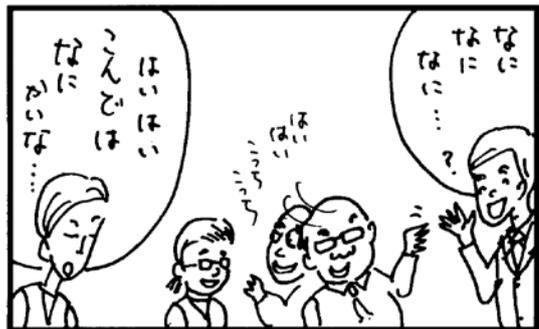
A : 購入時に事業の用に供したものととして、損金の額に算入することができます。

【解説】

非常用食料品は、災害時に備えて備蓄するもので、原則として、その災害が発生するまで又は品質保証期間中保存されるものですが、税務上の減価償却資産及び繰延資産の範囲には含まれず、その物理的性格からみて、一種の消耗品と認められます。

ところで、消耗品は、使用を開始した時をもって消耗品費として費用化され、貯蔵中のもので期末に未使用のものは棚卸資産として資産に計上することとなりますが、非常用食料品の場合は、備蓄することが本来の用途と認められることから、その本来の用途に供した時すなわち備蓄を開始した時をもって事業の用に供されたものとみるのが相当であると考えられます。

したがって、ご質問の非常用食料品の購入費用は、購入時にその全額を損金の額に算入することが認められます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】